

子どもの人権カフェ 第1部

第12回「千葉県子どもの人権懇話会」

報告集

日時：2015年11月8日(日)10:00~12:30

場所：きぼーる 11階 千葉市中央保健福祉センター大会議室
(千葉市中央区中央4丁目5番1号)

主催・千葉県子どもの人権懇話会実行委員会

〒260-0803 千葉市中央区花輪町74番地の6

・TEL043-266-8419・fax043-266-2359・E-mail:chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp

・事務局・NPO法人千葉こどもサポートネット内

【後援団体】 ◎千葉県・千葉市・船橋市・成田市・旭市・勝浦市・八千代市・浦安市・銚子市・館山市・野田市・佐倉市・習志野市・市原市・我孫子市・君津市・四街道市・市川市・木更津市・茂原市・東金市・柏市・流山市・鴨川市・富津市・袖ヶ浦市・八街市・富里市・香取市・印西市・南房総市・山武市・大網白里市・白井市・匝瑳市・いすみ市 (36団体)
◎千葉県教育委員会・(以下市教育委員会) 千葉市・船橋市・松戸市・成田市・柏市・勝浦市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市・銚子市・館山市・野田市・佐倉市・市原市・我孫子市・君津市・四街道市・市川市・木更津市・東金市・鴨川市・富津市・袖ヶ浦市・八街市・富里市・香取市・印西市・山武市・大網白里市・白井市・匝瑳市・いすみ市 (33団体)

【協賛団体】 茂原市教育委員会 (1団体)

プログラム

1. 主催者挨拶（10：00～10：05） 実行委員会代表 おかだ やすこ 岡田 泰子

2. シンポジウム

自己紹介・基調報告（10時05分～11時35分）・

《基本テーマ》

「子どもの貧困問題について」 ～子どもの貧困対策法について～

《シンポジスト》

○千葉県健康福祉部健康福祉指導課副課長（保護自立支援担当） いわたに よしひで 岩谷 剛秀さん

「子どもの貧困対策と課題について」

～千葉県子どもの貧困対策推進計画（案）を中心に～

○NPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむ理事長 あかいし ちえこ 赤石 千衣子さん

「ひとり親家庭の現状と課題について」

○児童家庭支援センター「ファミリーセンターヴィオラ」相談員 うだがわ まさお 宇田川 政男さん

「子ども・親の相談活動から見た子どもの支援の課題について」

◇コーディネーター よしの さとし 吉野 智さん（中核地域生活支援センター海匝ネットワーク所長）

休憩（11時35分～11時45分）

討論（質疑応答）（11時45分～12時30分）

第12回千葉県子ども的人権懇話会

コーディネーター 吉野 智（中核地域支援センター 海匝ネットワーク 所長）

銚子市、旭市、匝瑳市を管轄する中核地域支援センター「海匝ネットワーク」に所属する吉野です。本日のテーマが「子ども貧困問題について」ということで、参加者の方々が今日のシンポジウムの話をそれぞれの地域に持ち帰り、具体的に子どもの権利侵害や貧困対策をどうしていこうか、明日からの活動に示唆を与えてくれるようなシンポジウムになりますように希望します。

「子どもの貧困対策と課題について」

岩谷剛秀（千葉県健康福祉部健康福祉指導課副課長）

「千葉県子どもの貧困対策推進計画案」と「子どもの貧困について」

「子どもの貧困対策推進計画」は、現在全国のほぼすべての自治体が作成中または作成済みです。子どもの関係課が作っている県が多いが、千葉県は「子どもの貧困は子どもだけが貧困な訳ではなく、世帯全体の問題である」と捉え、「生活保護」と今年の春から施行された「生活困窮者自立支援法」を所管している健康福祉指導課が担当。「生活保護」は最後のセイフティネット、「生活困窮者自立支援法」はその一歩手前で支援していこうという法律です。

（案）となっているが、今後、副知事、知事に決裁をとり、正式な計画になる予定。内容的には、ほぼこのままでいくのではないかと、いうものです。（※この後、数字や文言の修正が多少ありましたので、以下の資料は計画の完成版と異なっている部分があります。）

I 「子どもの貧困率の推移」について

3年に一度の国民生活基礎調査の数字からみると、「子どもの貧困率はH15に一旦下がり、その後徐々に上がっている。

「相対的貧困率とは何か」

子どもの貧困率

1. 平成25年国民生活基礎調査【概要】

- 所得票の調査客体： 36,419世帯
- 所得票の集計客体： 26,387世帯
- 平成24年子どもの貧困率 16.3% (21年：15.7%)
- 平成24年子どもがいる現役世帯（大人が一人）の貧困率
54.6% (21年：50.8%)
- 平成24年貧困線 122万円 (21年：125万円)

2. 用語について

- (1) 貧困率
貧困線（122万円）を下回る所得しか得ていない者の割合
- (2) 貧困線
等価可処分所得の中央値（244万円）の半分の額
- (3) 所得（等価可処分所得）の考え方
可処分所得（手取り収入相当）を世帯人員の平方根で割って調整したもの。
※ 可処分所得(世帯手取り収入) ÷ √世帯人数 = 122万円
- (4) 子どもの貧困率
17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない(世帯の)
17歳以下の子どもの割合
※ 大人が一人の貧困率も同様の考え方
- (5) 世帯人員ごとの可処分所得（貧困線を下回る可処分所得）

$$\frac{2人\text{世帯}}{122\text{万円} \times \sqrt{2}} = 172\text{万円}$$

$$\frac{3人\text{世帯}}{122\text{万円} \times \sqrt{3}} = 211\text{万円}$$

$$\frac{4人\text{世帯}}{122\text{万円} \times \sqrt{4}} = 244\text{万円}$$

$$\frac{5人\text{世帯}}{122\text{万円} \times \sqrt{5}} = 272\text{万円}$$

※ 万円未満切捨て

※ $\sqrt{2}=1.4142135$ 、 $\sqrt{3}=1.7320508$ 、 $\sqrt{4}=2$ 、 $\sqrt{5}=2.2360679$

- ・大人が一人の世帯には、母子、父子、祖父母と子、兄弟の世帯などがあり、その 54.6%が貧困世帯。
- ・可処分所得は、税金、社会保険料を除いた所得で、所得の低いものから高いものへ順々に並べていき、真ん中の所得の人が 244 万円(中央値)で、半分の 122 万円(貧困線)。その貧困線を下回る人を「相対的貧困」と呼ぶ。2 人の世帯では 1 人の世帯の 2 倍の収入が必要でもないので平方根を使う。貧困世帯にいる 17 歳以下の子どもの率が 16.3%。
- ・相対的貧困率は、絶対的貧困率と異なり、考え方として、「格差がどの程度あるか」と認識していただいてはほまちがいはない。「日本は格差がひろがっている社会だ」ということは言えると思う。
- ・今回の 26,387 世帯の回答は全国 5,400 万世帯の 0.05%の回答にすぎない。少数の調査ということは認識しておく必要はある。

II 「千葉県子どもの貧困対策推進計画案」について

はじめに

- 1 計画策定の趣旨
貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などを併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進する
- 2 基本理念
すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長して、「千葉で生まれてよかった」と思える社会の実現を目指す
そのため、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりに取り組む
- 3 計画の位置付け
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定されている計画
- 4 対象となる地域
県全域を対象とし、県の施策だけでなく、市町村の施策も含めて整理する
- 5 計画の期間
平成27年度から平成31年度までの5か間を計画期間とする

・3「計画の位置付け」で、「都道府県における子どもの貧困対策について、定めるよう努めるものとする」とあり、「努力規定」となっている。県の計画だが、県でやっている事業だけでなく、市町村の政策も含めて整理している。

・期間はH27年度～H31年度の5年間である。

本県の現状

- 1 全国の子どもの貧困率の状況
○ 全国の子どもの貧困率 16.3% (平成24年度) ⇒増加傾向
- 2 生活保護を受給している子どもの状況
○ 生活保護を受けている子どもの受給率 0.86% (平成26年度) ⇒ほぼ横ばい
- 3 生活保護を受給している子どもの高等学校等進学・中退率の状況
○ 生活保護を受けている子どもの進学率 91.7% (県全体 98.6%)
⇒ 90%前後で推移 (平成26年度)
○ 生活保護を受けている子どもの中退率 4.6% (県全体 1.4%)
⇒ 5%前後で推移 (平成26年度)
- 4 要保護者及び準要保護児童生徒の状況
○ 41,374人 (平成26年度) 全児童の 8.7% ⇒ほぼ横ばい
- 5 児童扶養手当の受給者の状況
○ 40,797人 (平成26年度) ⇒ほぼ横ばい

・全国の子どもの貧困率は 16.3%。国の調査が 0.05%しかされてない中での 16.3%で、その状況で比較するのは精度的にどうなのか、ということもあり都道府県ごとの貧困率は公表されていない。

・貧困の現状を表すものとしては、生活保護を受けている子どもの受給率は 0.86%であること、高校進学率、中退率は一般世帯とかなり差があること。

・就学支援は 8.7%が受けている。横ばいではあるが、初めてみたとき、「こんなに受けているんだ」という驚きはあった。児童扶養手当は、母子家庭、父子家庭で、なおかつ所得制限があるが、約 4 万人が受けている。ほぼ横ばいである。

実態調査の結果概要（生保世帯へのアンケート調査をした）

生活保護を受給している子どもがいる保護者（回答者 188 人）

ア 各支援（教育、生活、保護者に対する就労、経済的）の利用状況

「よく利用している」は「子どもの医療費の助成」「児童扶養手当」が多い。「利用したいができない」は「教育の支援」「子どもの就労・就職支援」「保護者に対する就労支援」「生活福祉資金の貸付け」が多く、その理由では、「窓口や手続きがわかりにくかった」が多い

イ 子どもの貧困対策に重要だと思う支援

教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援のいずれも重要との回答が多い。また、「一つの相談窓口から様々な支援へのつなぎ」「利用できる支援や相談窓口の情報提供」を望む回答が多い。

・県内の「貧困の状態」にある子どもと親の実態、支援に対するニーズを把握し、整理すると共に、計画策定に生かすことを目的に実施した。

・県内 5 市、6 郡部（市川、柏、成田、旭、君津、印旛、香取、山武、長生、夷隅、安房）の生活保護を受給している保護者 1,569 人に実施し、188 人が回答している。生活保護世帯以外の貧困世帯については対象世帯の定義、プライバシーの問題もあり調査はしていない。

・施策はあっても、「施策を知らない」「どこでやっているかわからない」「窓口や手続きが分かりにくい」との声が多かったことは、実態調査からわかったことである。

・「一つの相談窓口から様々な支援へのつなぎ」「利用できる支援や相談窓口の情報提供」を望む回答が多い。

Ⅲ子どもの貧困に関する指標

- 1 生活保護を受けている 17 歳以下の人数と割合 **県独自指標**
○ 17 歳以下の生活保護受給者 9, 429 人（県内の 0. 86%）（平成 26 年 7 月）
- 2 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率
○ 生活保護受給者の高等学校等進学率 91. 7%（県全体 98. 6%）
⇒ 目標： 県全体の高等学校等進学率に近づける（平成 27 年 3 月(卒業生)）
- 3 生活保護を受けている子どもの高等学校中退率
○ 生活保護受給者の高等学校中退率 4. 6%（県全体 1. 4%）（平成 26 年度）
⇒ 目標： 県全体の高等学校中退率に近づける
- 4 生活保護を受けている子どもの大学等進学率
○ 生活保護受給者の大学等進学率 15. 8%（県全体 54. 0%）
⇒ 目標： 県全体の大学等進学率に近づける（平成 27 年 3 月(卒業生)）
- 5 生活保護を受けている子どもの就職率
○ 生活保護受給者の中学校卒業後就職率 1. 8%（県全体 0. 3%）
（平成 27 年 3 月(卒業生)）
○ 生活保護受給者の高等学校卒業後就職率 50. 0%（県全体 13. 5%）
（平成 27 年 3 月(卒業生)）
- 6 生活保護を受けている子どもの中学校及び高等学校・専修学校等卒業後に進学しなかった子どもの就職率
○ 中学校卒業後、高等学校・専修学校等に進学しなかった子どもの就職率
22. 8%(平成 27 年 3 月(卒業生)）
⇒ 目標：就職率を上げる
○ 高等学校・専修学校等卒業後。大学・専修学校等に進学しなかった子どもの就職率
74. 9%(平成 27 年 3 月(卒業生)）
⇒ 目標：就職率を上げる
- 7 要保護及び準要保護児童生徒の人数と割合 **県独自指標**
○ 要保護及び準要保護児童生徒数 41, 374 人（就学援助率 8. 7%）（平成 26 年度）
- 8 スクールソーシャルワーカーの配置人数
○ スクールソーシャルワーカーの配置人数 11 人（平成 27 年度）
〔小学校：3 人、中学校：2 人、高等学校：2 人、教育委員会等 4 人〕
- 9 スクールカウンセラーの配置率
○ 小学校 5. 9%(89 校)、中学校 100%(381 校)、高等学校 55. 5%(80 校)(平成 27 年度)
- 10 児童扶養手当の受給者 **県独自指**
○ 40, 797 人（平成 26 年度）

資料（3大綱の内容）

- ・指標は現状をあらわすものと、施策の推進がどの程度かを表すもので、10個定めた。
 - ・「県独自指標」は、1「生活保護を受けている17歳以下の人数と割合」と7「要保護及び準要保護児童生徒の人数と割合」、10「児童扶養手当の受給者」である。
 - ・生活保護を受けながら大学に行くには、現状では、その子だけ生活保護から外れなければならない。世帯分離して、学費、生活費は自分で稼ぐか、奨学金を受けたり、親族に援助してもらう必要がある。そのためもあって、県全体の進学率54.0%に比べ15.8%とかなり低い。県全体の大学への進学率を考えるとゆくゆくは生活保護を受けながら大学に行くことが可能になるかもしれない。
 - ・卒業後進学しなかった子どもの就職率とは、進学しないのであれば家でひきこもりなどしないで就職してほしいという観点から設けた指標である。
- 2、3、4、6には目標値があるが、その他には目標値がない。例えば7「要保護及び準要保護児童生徒の人数と割合」になぜ目標値を定めないのかということ、保護を必要としている人は受けてもらうべきなので、一概に率を下げればよいというものではないからである。

Ⅳ 4つの重点的支援施策（重要）

1 教育の支援

(1) 学校を核とした子どもへの支援

- スクールソーシャルワーカー・カウンセラーを活用した支援の充実
[スクールソーシャルワーカー・カウンセラーの配置]
- 子どもたちの学ぶ機会の充実を図るため、学校教育以外での学習活動等
[放課後子供教室推進事業] 等

(2) 就学支援の充実

- 生活保護を受けている子どもの教材・給食費、高等学校の入学費等の支給
[生活保護法による教育扶助・生業扶助]
- ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の推進 [学習支援ボランティア事業]
- 就学が困難な児童生徒に対する就学援助の実施 [小学生・中学生の就学援助制度] 等

(3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

- 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず学べるよう貸付の実施
[生活福祉資金貸付制度（就学支援費）・（教育支援費）]
- ひとり親の子どもに対し、大学等の修学資金の貸付け [母子父子寡婦福祉資金の貸付]
- 高等学校中退者等に対し、職業的自立に向けた支援の実施 [地域若者サポートステーション事業]

2 生活の支援

(1) 保護者への生活支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援の実施 [生活困窮者への自立相談支援]
- 民生委員・児童委員による相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化
[民生委員・児童委員制度]
- ひとり親家庭に対し、支援員等による付き添い型の自立に向けた支援 [母子生活支援施設] 等

(2) 子どもの生活や就労への支援

- 放課後や週末などの児童の安全な居場所の確保 [放課後子供教室推進事業] 等

(3) 児童養護施設等の子どもへの支援

- 要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設等の整備の促進
[児童養護施設・乳児院の整備]
- 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケアの推進 [児童自立生活援助] 等

(4) その他の生活の支援

- ひとり親世帯及び生活困窮度の高い多子世帯の公営住宅への優先入居
[県営住宅へ入居する際の優遇措置] 等

3 保護者に対する就労の支援

(1) 保護者の就労への支援

- ひとり親家庭へ、生活支援と就業支援を組み合わせた支援の提供
[母子家庭等就業・自立支援センター事業] 等

(2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

- 自主的に職業能力の開発を行うひとり親に対しての給付金の支給
[母子家庭等自立支援給付金事業] 等

4 経済的支援

(1) ひとり親世帯への経済的支援

- ひとり親世帯への経済的支援、医療費等の負担を軽減するための助成
[児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成事業] 等

(2) その他の経済的支援

- 生活保護を受けている子どもの教材費や給食費、高等学校の入学費等の支給
[生活保護法による教育扶助・生業扶助]
- 母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長に対する貸付け [母子父子寡婦福祉資金の貸付]
- 多子世帯等に対する特定優良賃貸住宅への家賃補助 [特定優良賃貸住宅家賃補助事業] 等

- ・国の大綱の4つの重点的支援に沿って県も設けている。
- ・1の教育支援は他の支援に比べて即効性はないが、1番にもってきている。
教育は時間がかかるが、貧困の連鎖を断ち切るために重要であろうという位置づけである。

V 調査・研究

・貧困の状況が悪くなっていることは様々な数字からうかがえるが、生活保護世帯以外の貧困の実態はなかなか見えてこない。国も県もまだ追いついていない。そのため調査研究として位置づけた。

VI 計画の周知・啓発

新たな生活困窮者自立支援制度

施策があったとしても知らないと意味がない。そのことから計画や支援策を周知することは重要である。また、地域全体で支えていくためにも県民全体への啓発も重要である。

吉野

岩谷さん、むずかしいデータの話をご丁寧にお話しいただきありがとうございました。たとえば貧困率は世帯の所得から割り出しているが、所得があっても使い方の問題で、生活が回らなくなって困窮する場合もある。そういう現状も見ていかなければならないということですね。

これから赤石さん、宇田川さんにはお困りになっている方々の現状からお話しさせていただきます。

「ひとり親家庭の現状と課題について」

赤石千衣子（NPO 法人しんぐるまざーず・ふぉーらむ理事長）

自己紹介

シングルマザーの当事者団体である NPO の理事長をしています。今日はシングルマザー・ファザーのための講座を千葉市のハーモニープラザでやっていて、私は子どもたちと遊ぶプログラムのお手伝いをする日です。千葉市でのお手伝いをするようになって3、4年になります。東京と近いので、状況も似てはいますが、色々な困難があるな、とは思っています。

私のテーマは「ひとり親家庭の現状と課題」です。千葉県で子どもの貧困対策がどのように進んでいくのか、みなさんと話し合う貴重な場で、責任ある、と思っています。ひとり親家庭は、困難を抱える家庭が多く、多くが貧困です。

しんぐるまざあず・ふぉーらむの活動

小さな団体ですが、活動内容は、相談を受けること、必要な場合には食料支援をし、グループ相談会を各地で開催、支援者の養成講座を開催、男女共同参画センターなどと協働でシングルマザーズフェスタなども開催しております。

フェスタは、日ごろ大変なシングルマザーたちが暮らしやしごと探しに役立つセミナーを受講、リラククスコーナーでマッサージを受けメイクのレッスンを受け、法律・暮らし相談ブースもあり、子どもたちは工作で遊べて、就職応援でスーツやバッグの提供もし、おみやげに食料支援もありますよ、というイベントです。世田谷で大好評なので、千葉でもやりたいですね。

千葉市で今日やっている「シングルマザー/ファザーのためのハッピー講座」は、子どもプログラムがついていて、ママたちの満足度が高く、楽しくやっています。千葉市議会でも大変評判がいいということです。これが団体の紹介です。

先ほど相対的貧困率の説明がありました。日本のひとり親の貧困率は、OECD で最悪の数字になっています。日本は、国民所得も高いが、相対的な貧困率が高い。先ほど「格差の指標」とも言われましたが、子どもは子ども集団の中で育っていくので、ふつう体験できること、例えば年に2回ディズ

ニerlandに行く、1泊旅行で自然の中に行くなどできるかできないか、PCが家にあるかないかとか、「はく奪」というが、「お友達にあっても自分にはない」ということが子どもにとっての相対的剥奪です。もっと深刻に、一日一食しか食べられないとか、即席ラーメンをきょうだいで分け合って食べているとか、暮らしを維持するのに困っているような家庭もあります。

相対的貧困率は深刻である。日本では、2000年代中盤からOECDの指摘を受け問題になってきて、やっと日本政府が貧困が日本国内にもあることを認め、「子どもの貧困対策基本法」をつくり、手をつけ始めた。「貧困」と名付けた法律は初めてで、きちんと中身を入れていくことは私たち市民のミッションでもあると思う。

5人のシングルマザーと子どもたち ー様々な困難と支援ー

知り合いにシングルマザー、ファーザーのご家庭があるかも知れない。外から見ると、「まあまあ普通に暮らしている家庭」に見えるかも知れない。でもみんな実際のところは「何とかして外から見えてわからないようにしたい」と思っている。給料日前はご飯にふりかけかも知れないけれど、洋服はリサイクルショップなどを使いながらちゃんと着て、お子さんにも着せているとか。

そういう「私はお金がなくて困っています」とは言えない中で何ができるかが課題だと思います。

Aさんの例

小学校4年生の子どもと二人暮らし。親族は近くに住んでいる。ダブルワークで、月収は9万円。年収は120万円ないけれど、家賃4万円を払い「なんとか暮らしていける」「節約が上手だから」と言っている。セイフティネットは近居の親族支援と本人の節約能力、気力。リスクは職業の不安定。

Bさんの例

ダブルワークしている。中3の息子の塾代がでないので、昼は介護用品のレンタル会社で、夜も居酒屋で働いている。おばあちゃんと同居で、その点は安心材料だが、パートから帰って、少し子どもとふれあって、夜の居酒屋の仕事に行き、寝るのは2時3時。健康状態がぎりぎり、まぶたにけいれんが走っている状態だが「今、私は大丈夫」と言っている。ギリギリの状態です。

Cさんの例

DV被害後の困難にはまだまだ施策が足りない状態です。5人のお子さんがあるが、とてもがまん強い方。子どもが10代になってからDVがひどくなり、裁判離婚までした。長男はひきこもり、下も色々な問題が。父親からなぐられた経験がある男の子は急に腹を立て姉妹をなぐってしまった。お母さんはパートで月6万円以下の収入なので、子どもたちを別々に暮らせる資力はないので兄妹を2階と下に分けて暮らしている。そのうちに4番目の子どもが16歳で早期出産した。

Dさんの例

Dさんは私が応援した方で、妊娠8カ月の17歳の女性がメールで助けを求めて来た。「彼氏が逃げて行方不明になった。ネットカフェにいます。助けてください」と。若い人は移動性が激しいので、すぐおにぎりを持って会いに行った。結局はトズラしていた19歳彼氏も見つかって職のない若い10代夫婦を応援、生活保護を受給し宿所提供施設に入ってもらい、出産にこぎつけた。支援しているとき私の脳裏には「ネットカフェで出産赤ちゃん死亡」という事件のことが頭にあった。彼はすぐにお金を持っていなくなる。若い人は生活のノウハウも学ぶ途中。食事づくりもお子さんの世話も20代の方より大変です。好き嫌いも多く、食べてくれないこともある。沐浴を応援したり、保健師さんにも入っていたが十分ではない。それでも、この彼女は助けを呼ぶ力があつた。それはすばらしいことであり、だと思っています。

Eさんの例

結婚前から夫に借金があり、できちゃった結婚したとたんサラ金に言われ自分も共同名義の実家を担保に700万円近い借金を肩代わり。後にわかり両親との関係は断絶。離婚後も夫を追いかけ、同居、別居を繰り返した後、銚子市へ。県営住宅に住み、学校給食調理の仕事についた。離婚した夫とは

別居、養育費は払っていた。職場上司に学校関係なので兼務は禁止と言われ月に6万円しか収入がなく夏休み冬休みに収入は途絶える。家計は自転車操業で、児童扶養手当が4か月に1回入る時に県営住宅の滞納分を払うという暮らしだったが子どもの中学進学時、制服代など10万円くらいかかるが、貯えがない。社協に借りたお金では足りず、闇金から借りた。闇金から1時間ごとに仕事でも携帯に取り立ての電話が入り毎週1万円を払わないといけない。追い込まれて、他のことは見えなくなってしまう。家賃は滞納し、裁判で明け渡しが決めた。

ここまで言えば、2014年9月24日に銚子市県営住宅で起こった事件のことだと分かるでしょう。明け渡しの日、「自殺しようと思っていた」そうです。中2のお子さんは活発で、バレー部で活躍していたが、何日か前から休んでいた。母親は子どもをとててもかわいがっていたという。自分だけ自殺しようと思っていたのにできない。お子さんの首を絞めて殺した。体育祭の応援団の紅白のハチマキを洗濯し、アイロンし、学校に持っていくことになっていた、それで首をしめた。

どうしてこんな事件が起きてしまうのか。私は地裁の裁判を3日間傍聴した。担任はバレー部の顧問で、「お母さんは地味な恰好だったけど、子どもは活発でバレー部のユニフォームも買ってもらっていた。練習試合の送迎もちゃんとやっていた」と。就学援助を受けている一方、部活の費用とかユニフォームはそろえるし、コンサートに親子で行っているという話もきいていたので、「困っていないのかな?と思っていた」というのが証言でした。でもお母さんは一人で困っていた。外からはわからないようにしていた。県は市は私たちは何ができたのか。

ひとり親の現状

日本のシングルマザーは123.8万世帯。お母さんの年齢は40歳くらい。非婚7.8%、離婚81%。就労率が81%と非常に高い。世界的にみて4番目位に高い。にも関わらず働いても働いても年収は非常に低く、児童扶養手当など含めても平均223万円。

シングルファーザーは、22.3万世帯。お父さんの年齢は45歳くらい。非婚1.2%、離婚75%。就労率が91%と高い。年収は、仕事と子育てを両立させる困難で、380万です。これは有子世帯が600万くらいの年収があるのに比べて低い。親族同居率は60%と高い。

ひとり親家庭は困難なのか、ということですが、女性の賃金は低い。最低賃金ギリギリの仕事。パート収入の平均は125万円。こんな深刻な数字の中で今の事件が起こったということ。中卒の方も多い。

シングルマザーになってすぐに働かなくてはならないとき、住宅、託児所完備の仕事は何か?キャバクラです。住居の寮を提供することがあります。預貯金がなくて親族援助もなければこういうところに行かざるを得ない状況がある。

DVによる困難も書いておきましたので見てください。離婚申し立ての中にDVはかなりあります。シングルマザーの状況を詳しく見ていくと、経済的貧困の方は、時間もない、子どもと接する時間もない。健康状態も非常に追い込まれている。先ほどの事件の方も、健康状態に色々な問題があったかもしれない。栄養も摂れてなかったかもしれない。お肉とか食べられなかったりすると、貧血状態になりますよね。それから孤立している、という状況もあります。

シングルファーザーの状況もこの頃調査できるようになりました。川崎市のシングルファーザー調査に関わり、3分の1は児童扶養手当の受給ライン以下の方なので、この方たちの困難もかなりあります。

子どもがお友達と同じような行動ができないと、お仲間も誘わなくなるから孤立します。低い学力で将来に希望が持てない。親の生活困難で成人モデルがない。お母さんと接する時間もなくて、いろんな社会的行動ができなくなる。

社会的支援の中で何がいちばん役にたっているかという、母子家庭の73.9%、父子家庭の10何%が受けている児童扶養手当最大で42,000円は大きいと思います。死別の場合多くは遺族基年金が入

るので、離婚、非婚の方に出る手当です。所得が上がると減らされていきます。子どもが2人になったとき加算は5,000円。3人になるとさらに加算は3,000円。非常に少ないのが問題です。4カ月に一回しか出ない。お子さんに接するときのことを想像力を働かせて頂きたいのですが、2月に児童手当が4か月分、4月に児童扶養手当が4か月分です。収入がギザギザで、家計管理をやっていくことが難しい。できる方もいらっしゃるが、結局入ったときに使ってしまう。さっきの銚子の方も、家賃は児童扶養手当が入った時に払うことにしていた。

7月夏休みに入ると給食がない。本当に大変。8月11日過ぎると、ママがきれいなかっこうをしてまちを歩いていることがあります。悪く言っているのではない。そういう気持ちになるのです。「入った時に何か楽しいことをしよう！外食しよう」という気持ちにもなる。

この児童扶養手当の加算額を増額するための「インターネット署名キャンペーン」をやっています。
(※平成28年度予算案に、児童扶養手当の2人目以降の加算額増額は最大1万円という数字で盛り込まれました)

希望のない話をしましたので、最後に希望のある話をして終わります。

ひとり親の支援をおこなうチャンス

児童扶養手当の申告をする8月に現況届を毎年出します。この時は必ずひとり親は窓口に来るので、そこでさまざまな相談につなげる窓口をつくることが有効です。厚労省も示しておりますし、自治体にはがんばっているところもあるのでそういう好事例をもうちょっと知っていただきたい。

例えば放課後の応援事業で、食事支援もし、学習支援もする民間の事業に県がお金を出している。栃木県では放課後の居場所づくりを4カ所で応援している。お母さんは時間がないから、放課後に食と学習支援をする。足立区も「子どもの貧困対策元年」として、行政持ちでいろんな居場所づくりをしています。学校には子どもがいるのですから有効です。

神奈川県田奈高校で「びっくりカフェ」というおもしろいカフェをしているところがあります。「びっくり図書室」があって、週一回ドリンク無料おやつ付で。子どもたちが相談したいときには相談できる。これはNPO法人パノラマがやっている。NPO法人はクラウドファンディングで、ポチッと押してお金を集め、学校を開いている。底辺校はいろんな困難をかかえ、中退率も高い。中退予防、就職支援、卒業後の仕事定着など効果が上がっている。東京ではいまだたくさん「子ども食堂」ができています。千葉でも「子ども食堂」をやってほしい。

また、ファミサポで提供会員になってもらえればもっと利用しやすくなる。家庭の中にも入りやすく子どもの状況がつかめる。貧困世帯はたくさんあるので、時間があれば協力してほしい。アウトリーチになります。みんなで提供会員になることに意義があります。「子ども食堂」を作るよりは楽だし効果が上がる。

吉野

制度施策は充実してきて、生活保護支援未満の方への支援もできてはいますが、十分ではない。赤石さんのお話のA、B、Cさんは制度施策も使いながら「やりくりがじょうず」だとか「辛抱づよい」とか個人の力で乗り切っています。千葉県は福祉と暮らしの総合相談ということで「中核地域生活支援センター」事業をやっています。この事業は千葉市にはないのですが、Eさん母子のことはぼくらの管轄の銚子であるのに、相談につながっていなかった。痛恨の思いがあります。県営住宅の家賃の減免もできたと思うがしていなかった。もし職員が情報を提供していればよかった、と思います。制度施策をどう使うかは大きな問題です。

では、千葉県で、正にそのような相談を受けていらっしゃる宇田川さんの方から実践を話していただきます。

「子ども・親の相談支援から見た子どもの支援の課題について」

宇田川政男（児童家庭支援センター ファミリーセンターヴィオラ相談員）

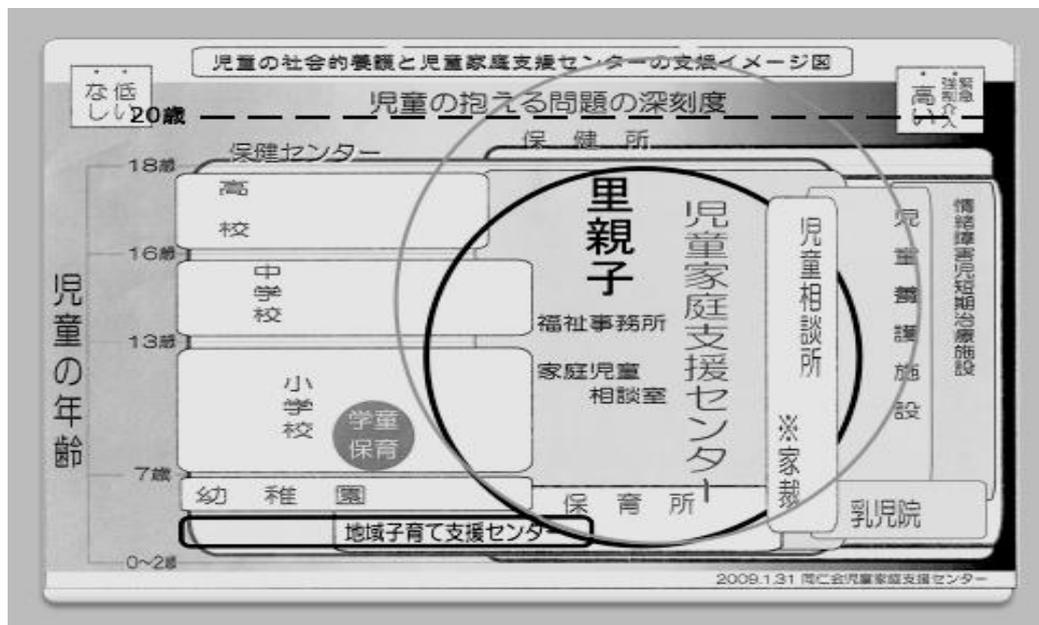
児童家庭支援センター ファミリーセンターヴィオラでソーシャルワーカー、相談員をしています。社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持っています。学生の時に児童自立支援施設でアルバイトしていました。そのときに私は千葉こどもサポートネットの故池口紀夫さんの縁をいただきました。そこでは子どもが非行行為・虞犯行為をするのは、それは親の問題や、社会の問題だと気づきました。

先ほど、制度の問題とお金の問題が出ましたので、私はスライドも眺めながらお話をします。

1. 児童家庭支援センターとは

貧困家庭には情報がどこにあるかわからない方が多いのです。「児童家庭支援センター」は国の事業で、今は虐待防止月間ですが、虐待防止を目的とし、現在 107 カ所あります。虐待防止のために、不登校や発達障害のためのケアなど、専門的な援助が必要な方のために、ソーシャルワーカーやセラピスト、カウンセラーが対応するスタイルでやっています。基本的に社会福祉法人がやっていることなので、母体の体力差がある。お金のあるところにはワーカーが多いが少ないところには少ない。センターによっては力の差に少々ばらつきがありそのことが「児童家庭支援センター」の使いづらいところでもあるが、この先、ファミリーソーシャルワークというものを行うところが地域で絶対必要だと思っています。児童家庭支援センターは児童福祉施設です。「地域の」というテーマをいただいた時、なかなか外に向けた貧困対策をーという話が難しく、どうしても施設の問題になってしまうなーと感じています。児童養護施設にいる子どもたちは貧困家庭で、どうしても「わが家の子どもたち」を考えてしまう。タイガーマスクは、児童養護施設で暮らして「いつかうまいものを食わして施設に返してやろう」と、ランドセルを送ってくれた。実は嬉しいけれど微妙でね。20年近くこの業界にいますが、私たち従事者があれだけお金を増やしてくれ！人をふやしてくれって頼んでもなかなかきいてもらえず、ところがタイガーマスクがでただけで、お金や寄付が増える。がばっとくる。社会への影響力という意味でソーシャルアクションってすごいな！と思いました。

児童家庭支援センターのかかえる問題は虐待です。貧困と虐待は密接に関係しています。心中も虐待です。子どもたちが「つらいなー」と感じる緊急度のラインがある。児童家庭支援センターは真ん中の○の中をカバーしています。



「このままいると死んじゃうよ！」という危険なラインにいる子どもは児童養護施設に行きます。その前に何とかくいじめ、問題解決したいという子どもが児童家庭支援センターに来ます。対象は 18

歳までですが、今は施設の退所者（18歳以上）もみることになった。私自身のことを考えても、30過ぎてやっとなんとか一人でやっていけるかな、と思える時代です。寿命がこれだけ伸びているので。

15年前に、県内で高校進学率の調査をしたところ、一般の子たちは95%が進学していたのに、施設の子どもは75%だった。もう少し先までみてあげなければならないだろう、社会的養護課の子どもたちの支援のパーマネンシーを担保するということで、児童家庭支援センターも施設の退所者をみることになった。この中には里親支援もはいつてきている。「地域子育て支援センター」は、目的は子育て支援で、担当は保育士さん、幼稚園の先生です。「みんな集まれ〜」「一緒にあそぼう〜」というところですが、「児童家庭支援センター」は虐待防止を目的としスタッフはソーシャルワーカーや心理士です。

2. 社会福祉法人一粒会の取り組み

千葉県には児童家庭支援センターが10カ所あります。県の南西部が多く、北東部が抜けている、というように県内で偏りがある。私の施設のある木更津市馬来田は四方がぐるっと山の中にあります。イノシシやハクビシン、サルもいます。suicaが使えない単線の駅で、施設も田舎にあります。流山から来た子は「どこにつれて行かれるかと思った」と言った。その子に言わせると、柏の児童相談所に一時保護されて、その後、2時間半くらい都市部を抜けて工場地帯を抜けて来て「えー？私こんな田舎で暮らすの？」「捨てられる」と思ったと言った。地縁、仲間と切り離され、なぜ地元で暮らせなかったのか。母子家庭の貧困家庭で親族の元で暮らせる人は3分の1しかいない。何年前か「あしたママになる」というドラマがありましたが、もし小さい頃、「お前はお父さんお母さんと暮らせないから施設に行け！」と言われたらこわいじゃないですか。「やっぱりあだ名とかでよばれちゃうんですか？」と言っていた。育った土地や友人と別れて遠いところへ連れて行かれてしまうということは、たとえ仕方ないことにせよ子どもにとっては大きな負担だということです。

社会資源・地域資源の貧困

先ほどからお金の面での貧困の話がたくさんきかせていただきましたが、ここからちょっと地域資源など目に見えない貧困について話します。

これから15年をめどに、今まで施設入所一辺倒だった処遇の現状を「施設」「里親」「GH/地域小規模児童養護施設」に。子どもたちは今まで施設の中にしかいませんでした。「子どもの権利条約」を批准してから20年位経っていますが、日本の児童養護の子たちの10人のうち9人は施設で暮らしています。「これはいかん！」「子どもたちがもっと選択肢を持てるようにしなさい」「里親さんや、グループホームとか小さなところに行けるようにしましょう！」と国連からの勧告もあり、国としても社会的養護の子どもたちの家庭養護への転換がなされてきています。もし流山の子も、自分の住んでいる地域に1人でも里親さんがいたら生活も可能だったのではないかと、思います。3年前から里親支援の推進をやっていて、里親の研修を請け負っています。みなさん「ファミリーサポートセンターの会員さんになってくださいね」と言っています。なったからってすぐに子どもが来るってことはありません。里親さんは大切な社会資源です。私の家もファミリーサポートセンターの会員ですが、サポートでいちばん多いのは、お母さんが「今日、会議があつて遅くなる」ということで、お風呂に入れてご飯を食べさせる。迎えに来たら「またね！」と別れる。「練習にもなるよ！」と言っています。

サポートする人たちが（支援団体・支援者が）空白になっている地域がある。こういう輪が広がって支援が点から面に広がり隙間のない支援ができるとくるとちょっといいな〜、というイメージを持っています。

各施設での取り組み

木更津市馬来田は胸を張って「いいところ」と言えます。でも、子どもたちの行き先が余りにも選択肢が少ないのではないかと。

私の法人のとりくみです。グループホーム「花咲の家」「育みの家」などがあって、「学童保育紙ひこうき（母子世帯が多い）」があります。隣接した「FAH（フレンドシップ アジア ハウス）こすも

す」は、アジア諸国出身で、様々な理由から現在生活に困窮している母子を救済する「かけこみ寺」で、母子生活支援施設です。また10月から、18歳以降で施設を出ていき場のない子どもたちの施設が市川市にできました。発達障害が最近多いので、発達支援事業所を同じく市川に作りました。特定妊婦と言って10代の妊婦さん、お母さんが働いていますが、FAHのお母さんたちも子どもを預けて働いている。

地域の課題

私のいる君津エリアの人口は33万人くらい。4市に児童福祉施設が多く、児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所、自立援助ホーム、乳児院などがそろっている。

木更津市にはどういう地域課題があるか。虐待が増えている。外国人が多い。転居が多い（自衛隊がある）。精神科の大きい病院が2つある。DV、貧困、外国人、施設退所者の問題が多い課題があります。貧困の問題は非行と不登校につながりやすい。所属がつきにくくなる。学校、幼稚園、保育園に行かない。多問題で多重逆境下に置かれる家庭が非常に多い。

お金がないだけでなく、地縁がない、車もない。お金は大事だが、お金で解決できない問題が多い。それが多重逆境だ。子育ての孤立化を防ぐためにカウンセリングを行う。個別の家庭訪問、登校支援も必要、心のケアも欠かせない。弁護士さんの紹介や自己破産の手続きなどもある。普通に離婚してもめっちゃ傷つくし、しんどいのに、DVが原因だと更につらい。それによって自分をふりかえる時間のゆとりがない。外国人の問題は深刻だ。

川崎の13歳の男の子が仲間から殺されたケースがありましたが、あの子ども集団の親は全員外国人だった。とぎれのない支援が必要。なるべく長く支援したい。精神保健の問題と働けなくなって「食うに困る」ことが大きい問題。フィリピン本国では自殺する人は年間に数人いるかいないかなのに、日本に来るとメンタル的にしんどさを訴える人が出てくるしんどい。またそれをケアする人がいない。

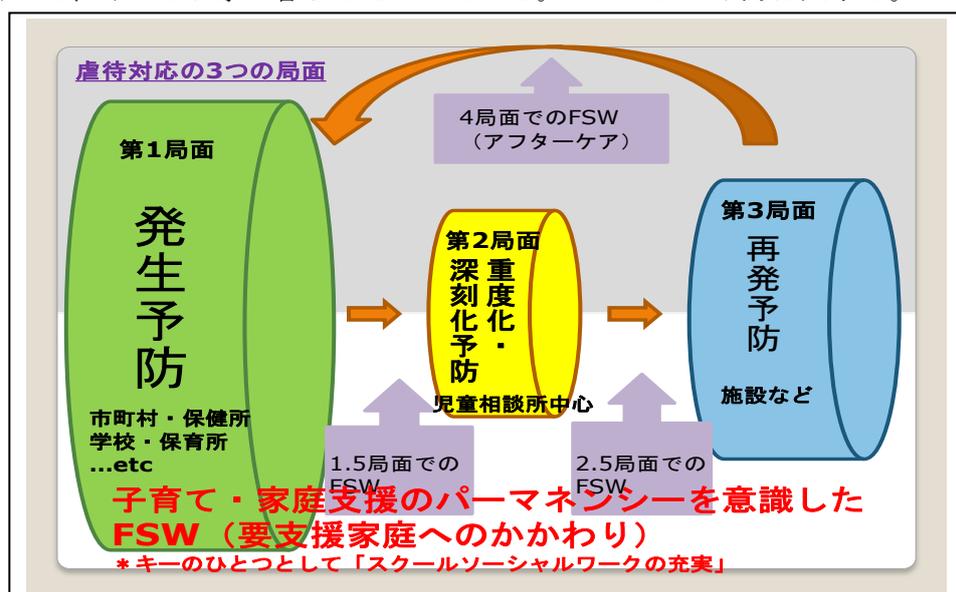
問題・生活状況

高校授業料が条件つきで無料化されたが、高校の授業料の減免措置を受けるのは以前は児童養護施設の子どものしかいなかったのが、数年前には整理券が配られるほど増えていた。社会問題になる前に先に現場でやるのだな、と非常に感じた。しかも底辺校で対象者が増えていた。

木更津市で1週間ぐらいのショートステイ事業をしている。

ある子どもの家庭を訪ねて行ってみると、施設の子の方がまだいい状況だった。自転車、新聞、テレビ、インターネットもない。毎日同じ服を着てくる。その子が学校給食を食べられなく困るよね、という状態だった。

外国人の母子家庭で、虐待、ネグレクト、繰り返す引っ越し、場あたりの生活、援助欲求が低い。そして何も持たないで施設に入った。それでも「もっとひどい生活をしている親子はいるじゃないか、宇田川さん！」と言って、やっぱり家で暮らしたがっていた。アセスメント力は大事だ。



スクールソーシャルワーク、ソーシャルワークの必要性

DVでも貧困でもどこかで予防しなければならぬ。ところが、深刻化を防ぐためのスクールソーシャルワークが足りていない。学校側から「今は大変じゃないけど、このまま放っておくと大変だからいい手当てをしていこうよ！」ということをもっと発信してもらえるとよいのかと思います。また、要保護児童対策地域協議会（要対協）「この子、何とか低空飛行でもやっていけるんじゃないか、」となったら児童相談所など「このケース終了ね」このケースは終了しましょうとなってしまいが、そのままじゃいけないと思う。要支援家庭になったら支援を続けていきたい。要支援家庭になってからの支援継続を充実しなくてはならないケースも多い

私たちのセンターの小さい小さいうごきだが、施設退所者のプログラムをつくっていて、「よりそいメート」という有償ボランティアをやっています。メンバーは元施設職員と施設退所者で、就労に困っている人に働く場を提供するってことで、「ユニバーサル就労」の就労支援として、頑張って社会復帰をめざそうよ！とトライしている。児童家庭支援センターには要支援家庭を支えるソーシャルワーク機能がある。何とか県内の空白地域を埋めるようなネットワークをつくり、活動を継続維持するメンテナンスしていきたいと思っています。

質疑応答

Q：学習支援がけっこう難しく、学校が外部の人に入って欲しくないという課題もあるが、どのようにしている例があるか。

A：「しんぐるまぎーず・ふおーらむ」では学習支援は会員の子もたちが対象。学習支援をやっている方々は色々なルートでやっている。学校公募ができている方たち、「やるよー」と近所に声かけしている方たちもいるし、公的な機関は個人情報もあり、教えてくれることはないので、地域でチラシをまいたりしている。私の地域の「子ども食堂」は「楽しいよ！」とチラシで言ってよびかけ、来る子どもたちの中にターゲットの子もあるかな、というかんじです。大手だと「キッズドア」は行政と色々連携してお子さんを集めている。

吉野：行政の学習支援は、生活困窮者自立支援法の中では、H27年4月から福祉の観点から行われ始めている。任意事業であるが、県内では10市くらいやっていると思う。例えば大学生や教員OBに講師をお願いするなどまだやり方は施行錯誤中だ。皆さんの市町村で、生活困窮者自立支援法の予算がどのように使われているか知り、学習支援を制度化していなければ「使ってくださいよ！」と声をあげることも必要だ。

Q：ファミサポ提供会員の件は小学生までしか預からないという年齢制限がある。こういうかたちでいいかたちになっていることがあったら教えてほしい。

A：清瀬には親の就労を助けるホームスタート事業をやっている子ども支援ネットワーク「ぴっころ」がある。24時間電話を受けていて、朝子どもが熱を出して仕事に行けない場合、提供会員に連絡があり、早朝の自宅訪問をし、お母さんは仕事に行き、ファミリーサポート枠で病院受診までやってあげている。病院から帰ってくると、ひとり親ホームヘルプサービスの方が単価が低い（0～150円）のでそちらでみる。職を失うことなく仕事と子育てを両立できる。

千葉県は日常生活支援事業で、母子寡婦会が受託していて、高齢者が多いので訪問まではやっていない。残業や会議のある日の支援など少しずつやってくると助かる。ご近所にその子どもを気にしてあげる家庭が増えてほしい。

Q：心のケアをしているグループが、養護施設のお子さんたちに「一緒に歌ったり、聴いていただいたりできるといいな」と思っている。どうでしょうか。

A：児童福祉施設は20カ所位、ボランティアの受け入れ状態は異なる。最近はシンガーソングライターが楽しい歌を歌ってくれた。基本的に「心のケア」は心理担当職員があたる。この子ども・親にはこういう心のケアが必要だ—という時の担当はいる。ボランティアは基本的にはウエルカムで受け

たい。四街道の近くでは、千葉市がよい。こういう思いは大事だと思うので、宇田川さんに相談を。

Q：県の計画に期待している。それによって市町村計画の可能性は？「指標」のだされていないところ、例えば「スクールソーシャルワーカーの配置」など、県が取り組むことによって、人員配置など増えるのか。

A：結論から言うと、市の自主的な努力に依る。財政当局がどう理解してくれるかによる。スクールソーシャルワーカーも市当局の考えによる。県からの直接的なものはないと言わざるをえない。予算処置の必要なものに対しては、議会の承認がないものを勝手に載せられない—というはがゆい状況がある。計画はあっても、法律自体が努力規定なので、拘束力がない。

吉野：県には推進してほしい。そういうスタンスをもってほしい。県と市はバラバラにつくっていは現場にとどかない。

A：地方分権の中で、県の分野、市の分野はあるが、子どもの貧困対策は総合的につくったので。市の方も流れを汲んで施策をやってほしい。

Q：非行に入る前に子どもや親に何かできることはないかと考える。入りそうな家庭への支援はどうしているか。

A：非行と虐待は密接な関係がある。考えるのは「地域」となっている。「要対協」の要保護児童の対策に非行がはいっているか。地域の人がどこかでつながり、誰かがみている地域にしてほしい。小さい時からの関わりをもつファミリーソーシャルワークが必要ではないか。「それじゃダメヨ！」と言える環境にしていきたい。

Q：ぜひ、県独自の給付型奨学金制度をつくってほしい。

Q：計画案の4つの重点施策。教育委員会との連携はどうなっているか。高校の定員が空いていれば入学できるのに、千葉県はなぜしないのか。落とされる子に学習支援が必要な子が多い。

A：連携については、何度も打ち合わせをやった。商工労働部、教育委員会などと連携してつくった。

Q：東京の定時制高校に勤務している。東京は空いていれば全員入れる。不思議なのは、千葉の定員は空いている。「千葉で生まれてよかった」と思えるには、千葉の子が千葉の学校に行けるとよい。1.4%は計画進学率に入らないように計画している。生保家庭の60人がなぜ入れないのか。91.7%は現実の数字。98.6%が目標かどうか。計画に合わせてはじいた数字か。わからない。

吉野：「疑問に思う」ことは大事。なぜこうなっているか、探っていくことが大事である。行政の縦割りを共に考えていくことが必要ではないか。来年に向けてひとつでも変えていきたい。

引き続き第2部「子どもの人権カフェ」情報・意見交流会と個別相談（13：00～16：00）

「子どもの人権カフェ」（第12回千葉県子どもの人権懇話会&情報・意見交流会と個別相談） アンケート集計

参加者数；48名 回収枚数：12枚 回収率：25%

1. この情報をどこで知りましたか。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ①関係団体の情報：10名 | ②友人・知人から口コミ：1名 |
| ③公共機関設置のちらし：1名（生涯学習センター） | ④新聞：0名 |
| ⑤Webサイト：0名 | ⑥その他：0名 |

2. 参加回数は何回目ですか。

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| ①初めて：8名 | ②2回目：0名 | ③3回目以上：4名 |
|---------|---------|-----------|

3. 第1部「子どもの人権懇話会」はいかがでしたか。

わかったこと、今後に活かそうなこと、感想など。

- ・必要な時、本当に困った時に「助けて」と言える人が、本当に強い人だよということをもっともっとアピールすることが大切。とかく日本は貧困を恥とする傾向があるから、支援を得ることが

できないことが多いと思う。相談窓口などへのアクセス方法の告知を工夫してほしい。

- ・ 見ているだけではなく、困っている家庭を支援できる方法を知りました。大きな支援ではなく、小さくても支えてあげられることをしていこうと思います。
- ・ それぞれの分野の専門的なお話を聞いて、あまり今まで聞いたことがなかったので、とても勉強になりました。
- ・ 児童家庭支援センターは、身近なところになく、知らなかった。シングルマザーファザーの話も具体的で、ためになった。
- ・ 岩谷さん、赤石さん、宇田川さん、吉野さん、どのお話しも、興味深く勉強になりました。具体的で。
- ・ 子どもの貧困について、ぼんやりとした知識しかありませんでしたが、1つ1つの事例を具体的に説明してくださったので、これからの自分の活動において、相手の状況を想像しながら、行動できると思いました。
- ・ 中味が多様で勉強になりました。ありがとうございました。
- ・ 知っていたこともうすうす分かっていたことも多いですが、数字でリアルに見せていただき、切実に思い考えられました。政府は、国の予算でがっつり軍備をそろえているのに、「子どもの貧困対策は寄付を募る」だけなんて、信じられませんでした。
- ・ 子どもの貧困の実情、根深い問題と認識しました。自分の身の回りのできるところから、こんな問題に関わっていきたいです。
- ・ 3人の関係者・3方向からの話を聞いたので、助かりました。
- ・ 赤石さんの具体的な状況と課題解決の言葉のヒントは、わかりやすかったです。宇田川さんの貧困＝虐待＝他問題・多重逆境化の状況、外国人の問題など課題の重さに気持ちが痛みます。放課後子ども教室（四街道）に関わっていますが、学習支援・カフェなどの取り組み、興味深かったです。施設退所者への「アフターチアプログラム」のアプローチ「よりそいメイト」などとても大事だと思いました。県の計画進学率（98%？）驚きました。
- ・ 自分に子どもはいません。結婚もしたことないのですが、兄弟が多かったので、子どもは好きです。ずっと虐待された子どもに興味があって、まだ具体的に何をしているわけではないのですが、自分にできること、探しているところです。子どもが子どもとして、人権を守られながら、安心して、生きていける社会にすることが、戦争のない、未来をつくっていくことにつながると信じて、できることから活動していこうと思います。

4. 第2部「子どもの人権カフェ」（情報・意見交流会と個別相談）はいかがでしたか。

- ・ いろいろな団体を知れました。
- ・ 子どもの貧困①に参加したが、心が貧困なのだと、人間としてだいじなこと、基本的な大事なことを考えることができ、有意義でした。
- ・ 具体的なお話が聞けて、交流ができてよかったです。
- ・ 毎回、人権カフェに参加すると、子どものことを真剣に考えていただける方に出会い、安心する場所となっています。色々な活動をされている話を聞くと元気になります。

5. 「子どもの人権」の課題について

今後とりあげてほしいテーマ、あるいは学習・交流へのご意見など。

- ・ 「貧困」引き続き取り上げていただきたいです。
- ・ 安保法が子どもの未来にどう関係するか。
- ・ なにか1つ、協同体を作ってほしい。
- ・ がんばっていきましょう。
- ・ 以前、子どもシェルターを作った方のお話を伺ったことがありました。子どもに関して、色々な本等を読みましたが、やっぱり実際の身近な場所の状況のお話は、ためになると思いました。私は虐待への興味から入りましたが、子どもをとりまく環境について、ほかにも聞いてみたいと思います。また子どもに関して、今回「みんなの学校」のチラシがありましたが、ほかにもそういった映画等あれば、上映していただけたら嬉しいです。本日はありがとうございました。